

羽村市告示第 150 号

羽村市 1 か月児健康診査費助成金交付要綱

羽村市里帰り出産等妊婦健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

羽村市認証保育所等利用者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する要綱

を公表する。

令和 8 年 9 月 30 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山



羽子こ発第 4 4 6 号

羽村市 1 か月児健康診査費助成金交付要綱

羽子こ発第 4 4 7 号

羽村市里帰り出産等妊婦健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

羽子支発第 1 2 1 5 号

羽村市認証保育所等利用者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する要綱

羽村市 1 か月児健康診査費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定に基づき実施する1か月児健康診査（以下「健診」という。）に要した費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 健診の受診日において、羽村市1か月児健康診査実施要綱（令和8年羽子こ発第17776号。以下「実施要綱」という。）第2条に規定する乳児（以下「乳児」という。）の保護者であること。
- (2) 実施要綱第3条第1項に規定する実施医療機関（以下「契約医療機関」という。）以外の医療機関（以下「契約外医療機関」という。）で健診を受診したため、実施要綱に定める受診票（以下「受診票」という。）を、使用していないこと。
- (3) 他の市区町村から同様の趣旨による助成金の交付を受けていないこと。

(助成金の交付額等)

第3条 助成金の交付額は、健診に要した費用の額とし、当該健診についての契約医療機関との契約額を限度とする。

2 助成の回数は、乳児1人につき1回とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、乳児を出産した日から1年以内に、様式第1号による助成金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 健診を受診したことを証する契約外医療機関が発行した領収書の写し
- (2) 健診の受診日、健診方法及び健診結果が記載されている母子健康手帳の写し又はこれらを確認できる契約外医療機関が発行した書類
- (3) 未使用の受診票（受診票の交付を受けている場合に限る。）

(交付決定)

第5条 市長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

助成の可否を決定し、様式第2号の助成金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による審査に際して必要と認めるときは、契約外医療機関に健診の内容及び費用について確認をすることができる。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込む方法により支払うものとする。

（交付決定の取消等）

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は当該助成金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（事後措置）

第8条 市長は、羽村市乳児等健康診査実施要綱（平成9年羽福健発第12530号）第6条の母子健康管理票に健診の実施結果を記録するとともに、指導を要する乳児については、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、同日以後に受診する健診に係る費用の助成について適用する。

年 月 日

羽村市1か月児健康診査費助成金交付申請書

羽 村 市 長 宛

申請者 住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
受診児との続柄 _____
電話番号 _____

羽村市1か月児健康診査費助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、申請に基づく交付決定に当たり、確認等が必要な場合は、羽村市が健診を受診した医療機関に問い合わせることに同意します。

記

受診児	氏 名			生 年 月 日
	住 所			年 月 日
健 診 年 月 日		年 月 日		
健診医療機関等名				
健診費用額		円	申 請 額	円

【添付書類】

- ☐ 健診を受診したことを証する契約外医療機関が発行した領収書の写し
☐ 健診の受診日、健診方法及び健診結果が記載されている書類（母子健康手帳の写し又は契約外医療機関が発行した書類）
☐ 未使用の受診票（受診票の交付を受けている場合に限る。）

羽村市1か月児健康診査費助成金口座振込依頼書

助成金については、下記の口座に振り込んでください。

振 込 先 金 融 機 関		店 番 号	口座番号（普通口座）
銀行	本店		
信用金庫		口座名義 (カタカナ)	
農協	支店		

※ 口座は、申請者名義のものに限ります。

発第 号
年 月 日

羽村市1か月児健康診査費助成金交付（不交付）決定通知書

様

羽村市長

印

年 月 日付けで申請のありました羽村市1か月児健康診査費助成金について、下記のとおり決定したので、羽村市1か月児健康診査費助成金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付額（交付の場合） 円

2 不交付理由

3 その他

虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。

羽村市里帰り出産等妊婦健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

羽村市里帰り出産等妊婦健康診査費助成金交付要綱（平成21年羽福健発第14188号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽村市妊産婦健康診査費助成金交付要綱

第1条中「里帰り出産、助産所での出産等（以下「里帰り出産等」という。）を行う妊婦に対して、妊婦健康診査」を「母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定により実施する妊産婦健康診査」に、「「妊婦健診」」を「「妊産婦健診」」に、「当該妊婦の妊婦健診受診費用の負担軽減を図り」を「妊産婦健診の受診を促進し」に改める。

第2条第1号中「妊婦健診」を「妊産婦健診」に、「羽村市内」を「市内」に、「有する妊婦」を「有する妊産婦」に改め、同条第2号中「里帰り出産等により、」を削り、「以下「実施要綱」」を「以下「妊婦健診実施要綱」という。）及び羽村市産婦健康診査実施要綱（平成9年3月31日羽福健発第12533号。以下「産婦健診実施要綱」）に、「妊婦健診」を「妊産婦健診」に、「実施要綱に定める妊婦健康診査受診票」を「妊婦健診実施要綱及び産婦健診実施要綱に定める受診票」に改める。

第3条第1項中「この要綱による」を削り、「実施要綱」を「妊婦健診実施要綱」に改め、「別表1」の次に「又は産婦健診実施要綱第5条」を加え、「内容の健診」を「健診の内容」に改め、同項本文中「妊婦健診」を「もの」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「同表に規定する」を加え、同条第2項中「1回の妊娠について、一般健診にあつては14回、超音波検査にあつては4回、妊婦子宮頸がん検診にあつては1回から受診票を使用して受診した回数を減じた回数を限度とする」を「次の各号に掲げる妊産婦健診の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 妊婦健診 1回の妊娠について、一般健診にあつては14回から、超音波検査にあつては4回から、妊婦子宮頸がん検診にあつては1回からそれぞれ受診票を使用して受診した回数を減じた回数を限度とする。
- （2） 産婦健診 1回の出産について2回を限度とする。

第3条第3項中「前項の」を削り、「妊婦健診」を「妊産婦健診」に改める。

第4条中「妊婦健診」を「妊産婦健診」に、「羽村市里帰り出産等妊婦健康診査費助成金交付申請書（様式第1号）」を「様式第1号による助成金交付申請書」に改め、同条第1号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同条第3号中「受診票」の次に「（受診票の交付を受けている場合）」を加える。

第5条第1項中「羽村市里帰り出産等妊婦健康診査費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）」を「様式第2号の助成金交付（不交付）決定通知書」に改め、同条第2項中「前項の審査に際し必要があれば」を「前項の規定による審査に際して必要と認めるときは」に改め、「申請者が受診した」を削る。

第7条の見出し中「取消」を「取消及び助成金の返還」に改め、同条中「取り消し、」の次に「又は」を加え、「を返還させることができる」を「の返還を求めるものとする」に改める。

第8条中「事業の実施」を「助成」に改める。

様式第1号および様式第2号を次のように改める。

羽村市妊産婦健康診査費助成金交付申請書

羽 村 市 長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

羽村市妊産婦健康診査費助成金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。なお、申請内容の審査に当たり、確認が必要な場合は、受診した健診医療機関等に健診の内容及び費用について問い合わせることに同意します。

記

対象妊産婦氏名					
健診名	健診回数	健診年月日	健診地 (道府県名)	健診医療機関等名	健診費用額
妊 婦 健 診	1 回目	年 月 日			円
	2 回目	年 月 日			円
	3 回目	年 月 日			円
	4 回目	年 月 日			円
	5 回目	年 月 日			円
	6 回目	年 月 日			円
	7 回目	年 月 日			円
	8 回目	年 月 日			円
	9 回目	年 月 日			円
	10 回目	年 月 日			円
	11 回目	年 月 日			円
	12 回目	年 月 日			円
	13 回目	年 月 日			円
	14 回目	年 月 日			円
超 音 波	1 回目	年 月 日			円
	2 回目	年 月 日			円
	3 回目	年 月 日			円
	4 回目	年 月 日			円
子宮頸がん		年 月 日			円
産婦 健診	1 回目	年 月 日			円
	2 回目	年 月 日			円
合 計					円

〔添付書類〕①母子健康手帳の妊産婦健診の記録が掲載されている箇所の写し
②妊産婦健診を受診したことを証する契約外医療機関等が発行した領収書の写し
③未使用の受診票

羽村市妊産婦健康診査費助成金口座振込依頼書

助成金については、下記の口座に振り込んでください。

振 込 先 金 融 機 関		店 番 号	口座番号（普通口座）
銀行 信用金庫 農協	本店		
	支店	口座名義 (カタカナ)	
		口座は、申請者名義のものに限ります。	

様式第2号(第5条関係)

発第 号
年 月 日

羽村市妊産婦健康診査費助成金交付(不交付)決定通知書

様

羽村市長

年 月 日付けで申請のありました羽村市妊産婦健康診査費助成金について、
下記のとおり決定したので、羽村市妊産婦健康診査費助成金交付要綱第5条第1項の規定に
より通知します。

記

1 交付額(交付の場合) 円

2 不交付理由

3 その他

虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、交付決定を取り
消し、助成金の返還を求める場合があります。

付 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行し、この要綱による改正後の羽村市妊産婦健康診査費助成金交付要綱の規定は、同日以後に受診する妊産婦健診に係る費用の助成について適用する。

羽村市認証保育所等利用者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する要綱

羽村市認証保育所等利用者負担軽減補助金交付要綱（平成２７年羽子保発第１７９５６号）の一部を次のように改正する。

別表認証保育所の項中「２５，０００円」を「２１，３００円」に、「２０，０００円」を「１６，７００円」に改め、同表認可外保育施設の項中「２５，０００円」を「２１，３００円」に、「２０，０００円」を「１６，７００円」に改める。

付 則

（施行期日）

- １ この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この要綱による改正後の別表の規定は、令和８年１０月以後の月分の保育料に係る補助金額について適用し、同月前までの月分の保育料に係る補助金額については、なお従前の例による。